



平成30年3月1日現在の秋田市の人口(平成27年国勢調査の結果を反映した数値)

●人口▶309,878人(-390)…男▶146,047人(-177) 女▶163,831人(-213)

2月分 出生▶136人 死亡▶302人 転入▶369人 転出▶593人

●世帯▶135,653世帯(-148) ●1年前の人口▶312,651人 ()内は前月比



市役所からのお知らせ

●文中「SC」はサービスセンターの略

秋田市電子申請・届出サービスがリニューアル

市ホームページからご利用いただける、「秋田市電子申請・届出サービス」の利用方法が変わりました。詳しくは、左記アドレスのページをご覧ください。

<http://www.city.akita.akita.jp/city/shinsei/>

●問い合わせ

情報統計課 ☎(888)5468

児童手当の手続きは遅れずに!



児童手当は、中学

3年生まで(15歳になった最初の年度末まで)の児童を養育しているかたへ支給されます。出生などで新たに対象になる場合は、申請月の翌月分から支給対象です。

ただし、月末に事由(誕生日、前住所地の転出予定日、施設退所日など)が発生した場合、その翌日から15日以内の申請であれば、事由発生の翌月分から支給できます。

で遅れずに申請してください。

公務員(独立行政法人職員を除く)は、児童手当が勤務先から支給されます。採用・派遣・退職などで、勤務先から認定または消滅となるときは、お住まいの市町村への手続きが必要な場合があります。手続きが遅れると手当の返還や支給できない月が生じる場合がありますのでご注意ください。

●問い合わせ 子ども総務課 給付・支援担当 ☎(888)5689

就学援助制度をご利用ください



市内の小・中学校に通うお子さんがいる保護者のうち、経済的に困りかたに対して、負担を軽減するために学校教育にかかる費用の一部を援助しています。詳しくは、通学している学校または学事課へお問い合わせください。申請は随時受け付けます。

●問い合わせ

学事課 ☎(888)5806

文化選奨候補者の推薦

芸術・学術・文芸などの分野で優秀な作品を発表するなど、優れた業績をあげたかたに文化選奨をお贈りしています。推薦方法など、

詳しくは文化振興課へお問い合わせください。推薦書類は、同課ホームページから入手できます。

対象▶秋田市民または秋田市を拠点に活動している団体が、平成29年4月～30年3月の間に創作、発表、刊行した作品

応募締切▶4月27日(金)

●問い合わせ

文化振興課 ☎(888)5607

長崎の平和祈念式典を親子で取材しませんか

8月8日(水)から11日(土)まで長崎市に滞在し、平和祈念式典や平和に取り組んでいるかたがたを取材する親子記者を募集します。みなさんが取材した記録をもとに、主催者が「おやこ記者新聞」として発行します。

対象▶小学4～6年生のお子さんとその保護者

定員など▶抽選により全国から9組(2人1組)。旅費・宿泊代などは、主催者の日本非核宣言自治体協議会事務局(長崎市平和推進課内)が負担します

応募方法▶左記ホームページから申込書を入力し、5月7日(月)必着)までにお申し込みください。
<http://www.nucfajapan.com>

●問い合わせ

同協議会事務局 ☎095-844-9923

民間団体が行う自発的な活動に補助します

①②とも申請は4月27日(金)まで。詳しくは各課へどうぞ。

①障がい児(者)やそのご家族などからなる団体が行う活動に助成

対象事業▶地域で行う情報交換会や見守り活動など、共生社会の実現に向けた自発的な活動

補助上限額▶30万円

申請方法▶市役所1階の障がい福祉課または同課ホームページにある「申請の手引」に従ってお申し込みください

●問い合わせ

障がい福祉課 ☎(888)5663

FAX(888)5664

②高齢者や障がい者、児童などを対象に、民間団体が自発的に行う活動に助成

対象事業▶在宅福祉などの普及・向上を目的とする活動、健康・生きがいづくり推進事業、ボランティア活動を活発化する事業など

補助上限額▶新規30万円、2年目20万円、3年目10万円

申請方法▶市役所2階の福祉総務課地域福祉推進室または同室ホームページにある「申請の手引」に従ってお申し込みください

●問い合わせ

福祉総務課地域福祉推進室 ☎(888)5661

市の事業について、詳しくは各課へお問い合わせいただくか、下記ページをご覧ください。

▶公式ホームページ <http://www.city.akita.akita.jp/>

▶公式ツイッター <https://twitter.com/akitacity>

▶秋田市役所Facebookページ <https://www.facebook.com/city.akita>



75歳になったかたは 後期高齢者医療保険料の 特別徴収が始まります

4月の年金から初めて保険料の引き落としが始まるかたへ、3月下旬に「保険料仮徴収額決定通知書・特別徴収開始通知書」をお送りしました。

通知書に記載した保険料は、平成28年中の所得から仮算定したもので、4・6・8月の年金から引き落とされる額です。29年中の所得から算定される30年度の保険料額(本算定)は7月中旬にお知らせします。

なお、すでに2月の年金から保険料が引き落とされているかたは、同額が4月に引き落とされますが、6月・8月の引き落とし額は変更になる場合があります。

対象▼次のいずれも該当するかた
・介護保険料が引き落とされている年金が年額18万円以上で、後期高齢者医療と介護保険の保険料の合計額が年金額の2分の1以下のかた

・昨年6月1日から10月2日まで
に75歳になったかた

■75歳になった時期によって、次のとおり保険料の引き落とし開始月が異なります

①昨年10月3日から12月2日まで

になったかた▼今年6月から
②昨年12月3日から今年2月2日までになったかた▼今年8月から
③今年2月3日から5月31日まで
になったかた▼今年10月から

●問い合わせ 後期高齢医療課
☎(888)5638

高齢者用肺炎球菌 ワクチンの定期予防接種

肺炎球菌ワクチンを接種することで、肺炎の予防や重症化を防ぐ効果があります。市では、初めて肺炎球菌ワクチンの予防接種を受けるかたに対し、接種費用の一部を助成しています。

対象▼秋田市に住民登録があるかたで、このワクチンを接種したことがなく、次の①か②に該当するかた

①対象となる年齢と生年月日

対象者には4月中旬にお知らせのはがきをお送りします。はがきが届いたかたでも、今までこのワクチンを任意で接種したことがあるかたは対象外です。

②内は該当する生年月日の期間
SⅡ昭和/TⅡ大正

65歳(S28・4・2～S29・4・1生)

70歳(S23・4・2～S24・4・1生)

75歳(S18・4・2～S19・4・1生)

80歳(S13・4・2～S14・4・1生)

85歳(S8・4・2～S9・4・1生)
90歳(S3・4・2～S4・4・1生)
95歳(T12・4・2～T13・4・1生)
100歳(T7・4・2～T8・4・1生)

②「①以外で対象となるかた」
接種日に60歳～64歳で、心臓、じん臓、呼吸器の機能に障がいまたはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障がいがあり、身体障害者手帳1級をお持ちのかた。手帳の写し(氏名、障がい名、等級がわかる部分)をお持ちください。

接種期間▼平成31年3月31日まで
接種料金(自己負担額)▼接種料金は医療機関により異なりますので、個別にお問い合わせください

・課税世帯のかた：医療機関が定める接種料金から、市助成額4千962円を差し引いた額
・非課税世帯のかた(世帯全員が非課税)：医療機関が定める接種料金から、市助成額5千962円を差し引いた額

・生活保護受給者：無料
接種できる医療機関▼市と契約した県内の医療機関。予約が必要な場合もありますので、直接医療機関へお問い合わせください

持ち物▼4月中旬に秋田市から送られるお知らせのはがきと、それぞれ次のものが必要です。
・課税世帯のかた：健康保険証
・非課税世帯のかた(世帯全員が

非課税)：健康保険証と直近の所得・課税証明書
・生活保護受給者：医療のしおり

◆「所得・課税証明書」は予防接種用に必要と伝えると発行手数料が無料です。健康保険証など、本人確認ができる書類を持って、市役所1階総合窓口、市民税課(市役所2階)、各市民SC(中央・東部を除く)、駅東SC、岩見三内・大正寺の各連絡所で手続きしてください。

◆予防接種の対象要件に該当するかたで、東日本大震災による原発避難者特例法に基づく指定市町村から秋田市へ避難しているかたは接種券が必要です。

●問い合わせ
健康管理課☎(883)1179

国保日帰り人間ドック 申請は4月9日(月)から

秋田市国民健康保険の日帰り人間ドックの受診申請を、4月9日(月)から13日(金)まで、特定健診課(市役所1階)、各市民SC(中央・東部を除く)などで受け付けます。詳しくは、広報あきた3月16日号11ページをご覧ください。

●問い合わせ
特定健診課☎(888)5636